

令和5年第1回五城目町議会定例会議事日程〔第5号〕

令和5年3月14日（火）午前10時00分開議

- 1 開会（開議）宣告
- 2 議事日程
  - 日程第 1 総務産業常任委員長報告
  - 日程第 2 教育民生常任委員長報告
  - 日程第 3 委員会提出議案第5号 五城目町議会の個人情報保護に関する条例  
制定について
  - 日程第 4 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること  
について
  - 日程第 5 議員派遣の件について
- 3 閉会



## 令和5年五城目町議会3月定例会会議録

令和5年3月14日午前10時00分五城目町議会3月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	13番 荒川正己
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	伊藤敏和
まちづくり課長	柏和順	税務課長	石井政幸
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	東海林博文
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	齋藤正和
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	小玉広信
健康福祉課長	猿田広秋	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 東海林 博文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） おはようございます。

令和5年3月定例会において当総務産業常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む議案16件、陳情2件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において、3月9日午前10時から会議を開いておりますので、その経過と結果について報告します。

出席委員は6名の全員であります。参与には、伊藤総務課長、柏まちづくり課長、石井税務課長、猿田会計管理者、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長、東海林議会事務局はじめ関係職員、書記には、総務課笹川係長、農林振興課小野主事、建設課小玉主査を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第1号、五城目町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

本案は、令和3年9月に策定した五城目町過疎地域持続発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会に議決を求められたものであります。

令和4年3月に策定した町の総合発展計画との整合性を図るために本文に変更と追加をするもので、例えば、地域の持続的発展の基本方針の重点的施策として、「環境保全、脱炭素社会形成を目指し、町民、事業者、行政の協働による省エネルギーや新エネルギーの導入に取り組みやすい環境づくりを推進する」という文言を追加しております。また、事業の追加として、産業の振興では、老朽化が進んでいる農業水路の長寿命化。交通施設の整備では、損傷道路の補修改良と長寿命化を図る。生活環境の整備で、老朽化している公共施設の今後のあり方のための基金積み立て。そして、再生可能エネルギーの利用促進にかかる事業として、温室効果ガスを削減する社会の構築を推進するため、脱炭

素社会形成推進事業を追加するものであり、これらの事業について、計画に追加することで過疎債を充当することができるため、計画の変更を行うというものであります。

なお、この変更について、本年1月30日付けで県知事より同意を得ているということであり、

委員から、計画に載った道路改良の路線と脱炭素社会構築についての確認以外、特に意見もなく、議案第1号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第3号、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、令和4年4月の公職選挙施行令の改正に伴い、町の選挙における立候補にかかる環境改善を図ることを目的に選挙公営の対象を拡大するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、借り入れした選挙運動用自動車にかかる費用を1日「1万5,800円」から「1万6,100円」に、車の燃料代は1日「7,560円」から「7,700円」に、ほかに選挙用ビラとポスターの増額などであり、令和2年12月18日に当町では制定され、令和3年の町長選挙で適用されたが、本町議会議員選挙としては初めてのケースとなります。

委員からの今定例会で提案した理由についての質疑に、当局から、新年度、令和6年3月に町の議会議員選挙が予定されており、早急に決めておく必要があると答弁があったほかには特に意見もなく、議案第3号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第4号、五城目町個人情報保護法施行条例制定についてであります。

本案は、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、施行に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものであります。

これまで個人情報の取り扱いは、国、独立行政法人等、それから民間事業者、地域公共団体など、それぞれを対象とする法律や条例などにより別々に規定されていましたが、デジタル化が進む社会に対応した法律が令和3年5月に公布され、個人情報の保護に関する法律も改正されたことにより、個人情報の取り扱いに関する規定が一本化されることになりました。地方公共団体に適用される部分は本年4月1日に施行となりますが、これを受けて、当町の個人情報保護条例を廃止し、新たに改正法で必要とされた事項を定める条例を制定するもので、その内容として、必要に応じ、情報公開及び個人情報保

護審査会に諮問することができるなどの説明がありました。

特には意見もなく、議案第4号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第5号、五城目町情報公開及び個人情報保護審査会条例制定についてであります。

本案は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保し、実施機関の諮問に応じて調査審議する五城目町情報公開及び個人情報保護審査会を設置するため、当該条例を制定するものであります。

委員から、想定する審査会の委員構成についての質疑があり、当局から、委員の数は5名以内で、金融機関の支店長、県職員、町内会長会、警察、大学教授、人権擁護委員などを想定しており、町内に限定するわけではないという答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第5号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号、五城目町生活交通バス運行条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、乗合タクシーにおける利用者の利便性を図る目的で、利用方法及び利用料の徴収方法を変更することから、当該条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、町が設置する拠点施設間のみを利用する場合、これまでの登録制から未登録者も利用できるようになり、町外の方の利用も可能となるほか、利用料金は乗車券での支払いのみでありましたが、現金での支払いもできるようになるというものであります。

委員から、利便性が大幅に増すが、これは利用者からの要望によるものかという質疑に対し、当局からは、昨年度、公共交通計画を策定した際に実施したアンケートを反映させている。八郎潟、大川、森山地区を結ぶ南秋地区広域デマンド型乗合タクシーが拠点間の利用は登録なしの現金払いも可能なので、それと合わせた面もある。これまでどおり登録すれば「ドア to ドア」で自宅までも可能ということであります。

また、全て現金での支払いになるのかという質疑には、利便性を図るため、回数券の発行は考えていきたいという答弁がありました。

ほかに路線と運賃、収支状況の確認をした以外には特に意見もなく、議案第6号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第7号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されること

に伴い、定年年齢経過措置期間中における早期退職募集対象年齢の経過措置を規定するため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、現在の定年は60歳で、そこから15年を引いた年齢以上の職員を対象にしているが、今後、令和13年度にかけて定年が65歳に引き上げられることに合わせ、先ほどの15という数を段階的に20に変更していくものであります。

現在の職員の年齢構成を確認した以外には特には意見もなく、議案第7号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第8号、五城目町町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、町税の減免申請の提出期限を緩和するため、当該条例の一部を改正するものであります。

これまで町民税、固定資産税、種別割、それから特別土地保有税など町税と国民健康保険税の減免申請については、納期限前7日までに行う必要がありましたが、これを納期限までと改めることにより該当者の利便性が高まることとなります。

委員から、該当する方の利便性は向上するが、窓口での混乱や負担増に結びつく恐れがあるのではないかという質疑に対しまして、当局から、対象者には納入通知書に「減免の申請が必要です」という通知を同封していますが、これまで減免の申請で窓口に殺到した事例はなかったということでありました。

ほかには特に意見もなく、議案第8号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、五城目町公益的固定資産課税免除に関する条例制定についてであります。

本案は、五城目町及び町内会が設置又は管理している消防施設並びに集会所等において、公益上その他の事由により固定資産税の課税を免除するものの範囲を定めるため、当該条例を制定するものであります。

昨年11月の議会議員全員協議会でも説明があったので、ここでは詳しくは話しませんが、消防水利等の消防施設と町内会管理の集会所について、個人の土地に施設がある場合、課税しないと明確にするものであります。これにより、減免の申請は不要となります。

委員から、これまで長きにわたる課題であったが、よくぞ取りかかってくれたという意見が出され、該当件数と土地の地目の確認をした以外にはほかには特に意見なく、議

案第9号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第11号、五城目町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、道路施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用料単価が変更になることから、当該条例の一部を改正するものであります。

3年に一度の見直しで、今回は地価の見直しによる単価改正となっております。

委員から、町に入る歳入額について質疑があり、前年度比較で1万7,000円程度の増額が見込まれるという答弁があったほかには、電力柱や電話柱の種類と単価の確認以外には特に意見なく、議案第11号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第12号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第6号）であります。

本案は、令和4年度五城目町一般会計の道路除雪事業において、除雪委託料などが不足することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年2月8日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、報告し、承認を受けるものであります。

専決処分の補正額は3,000万円で、内訳は、道路除雪委託料2,500万円、機械借上げ料500万円、この借上げ料は排雪作業で使用するダンプや排雪場に常駐しているブルドーザーにかかるものであります。

除雪委託料については、年度当初の3,000万円に12月6,000万円を補正し、トータル9,000万円となっていたところに今回2,500万円追加となり、合計で1億1,500万円となります。機械借上げ料は当初で188万4,000円、12月の補正で291万7,000円で、ここまでの合計が480万1,000円、そして今回の専決処分500万で、トータル980万1,000円となります。

委員から、これまでにかかっている除雪費用を問う質疑があり、この議会開会前の現在で委託料は8,177万円、機械借上げ料は約800万円となっているという答弁がありました。

また、燃料費が高騰している中で契約単価はどのようになっているかという質疑に対しまして、県の除雪単価を参考に定めている。燃料単価、人件費が高まっていることが反映された単価となっているという答弁がありました。

ほかに除雪出動の出動基準を改めて町民に知らせる必要があるなどとの指摘をし、議案第12号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

議案第13号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第7号）の当委員会関係部分であります。

歳入歳出予算の総額に両委員会分合わせて3億1,176万6,000円を減額して、今年度の総額を69億9,391万8,000円とするもので、当委員会関係においては、コロナの影響による事業の縮小や中止、実績見込み及び繰越による減額補正がほとんどであり、昨年8月豪雨災害復旧費の額が大きくなっております。

主なものは、歳入では、業績が好調な事業所があり、法人税が増額となる見込みであることと、財産収入である内川地区と馬場目地区の官行造林等分収金は、貴重な収入となっております。歳出では、採用に至らなかった地域おこし協力隊にかかる費用の減額、地方道路整備事業（繰越）で工事請負費、これは五城目橋と樺太橋にかかるものであります。また、車輛購入費、除雪ローダーなどが大きな減額となっております。

それから、ふるさと納税に関しては、3月8日までの実績で1,300件で2,591万2,092円の実績となっており、返礼品、数で一番人気があったのは、きりたんぼ・だまこセット、金額では米ということであります。

委員から、歳入において金額が大きかった法人税の補正についての質疑があり、業績好調な事業所の納付の申告により収入の増額が見込まれたと申請があったためという答弁がありました。

また、まちづくり活動チャレンジ支援事業補助金とまちづくり活動支援交付金の実績がなかったことから、町民に改めて告知をすべきと指摘し、これら審査の結果、議案第13号の関係部分は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第17号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出では、精算見込みによる補正で、給水収益の減益などにより280万7,000円を減額し、支出の事業費で、減価償却費の減額などにより246万8,000円を減額補正しております。資本的収入及び支出では、精算見込みから一般会計出資金の減額などにより282万1,000円の減額、支出は146万円の減額補正をするものであります。

委員から、使用料は年々減少しているが、要因である給水人口の減少、節水意識の高まりなどで有収水量の増加はなかなか見込めない状況である。料金改定について令和6年度まで調査が続くが、料金転嫁に頼らないで地方公営企業としての企業努力をすると

して、定期預金のうち1億円を債権運用するということは評価できることであると発言が出されました。

ほかには特に意見もなく、議案第17号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第18号、令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収支では、精算見込みによる補正で、下水道事業収益では営業外収益の増額などにより14万円を増額補正、支出では、下水道事業費用では59万3,000円を増額補正しております。資本的収入及び支出では、精算見込みによる補正で、収入では企業債50万円を減額補正、支出では建設改良費45万6,000円を減額補正しております。今年度純利益は222万6,000円の利益となりました。

委員から、マンホールポンプのメンテナンスにかかること、そして30年と言われる更新時期についての確認をする発言を経て、議案第18号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第19号、令和5年度五城目町一般会計予算の関係部分についてであります。

歳入歳出それぞれ57億5,600万円で、今年度の当初予算と比較して1億9,900万円増えております。

注目すべき事項として、歳出では、議会費、人件費として辞職した議員1名分の減が467万円となっております。財産管理費の庁舎管理費として工事請負費、老朽化が進む20kLの油の地下タンクを廃止し、新たに地上タンク942Lを5基分にかかる費用を821万9,000円があります。それから、脱炭素化推進事業に1,885万6,000円、議会議員選挙にかかる経費2,165万3,000円、それから昨年8月の豪雨災害にかかる災害復旧事業として、農地・農業用施設分9,189万8,000円、林道施設分として1億829万8,000円、公共土木施設分4,653万6,000円の計上あげられます。

委員から、脱炭素化推進事業の取り組みについて質疑があり、当局からは、令和4年度は職員向け全庁勉強会を3回実施したほか、町内会長会研修会などでも話をしている。令和5年度は2つの委託を行う。1つ目は、脱炭素化に向けた基盤づくり事業で、プロジェクトチームを立ち上げて推進していこうということと、先行地域の選定に向けた分析等を環境等に詳しいコンサルタント業者に委託する。2つ目として、フィジビリティ

スタディ、つまり採算性、地域との合意形成など実現可能性を探る業務委託を行い、令和6年2月に脱炭素先行地域に応募する予定で、もしこれが採択されますと5年間で50億円の補助を受けることができる。確実に推進できるよう、しっかりとした調査をしていく。また、その事業の考えられる内容としては、公共施設の光熱費対策、地域ごとの可能性を探り、間伐材を有効活用した木質バイオマスの検討、運搬とチップ化により雇用にもつながる。ほかに公用車のEV化や一般住宅へのソーラーパネル設置なども検討したいと答弁がありました。

また、森山森林公園調査設計委託料は、森山の管理道路にかわる登山道として法定外道路を充てることがふさわしいのかという調査測量にかかる費用176万円で、委員から、森山愛好者から意見を聞いて進めるべきという質疑があり、当局からは、町長、副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長などで構成される森山に関するプロジェクトチームを結成し、話し合ってきている。愛好者の方々と協議するにあたり、まずは調査しておおよその数字を出しておきたい。その後協議を行い、今後の方針を決めていきたいという答弁があり、委員から、協議の早期開催ができるよう、新年度に入ったら調査を早急に進めるよう指摘がありました。

また、高齢化と人口減少により活用が難しい地域がある。流雪溝利用組合からの電気料の納付金として8万円を納付していただいているが、町で負担することはできないかという質疑には、組合の役員会などで話をしてみるという答弁がありました。

ほかに農地災害復旧事業は農作業の妨げにはならないかという確認などを経て、議案第19号関係部分は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第24号、令和5年度五城目町水道事業会計予算についてであります。

主なものとしては、施設関係委託料、それから水道ビジョン策定、浄水場の逆水ポンプ・送水ポンプの更新、広域公営の黒土簡易水道管理組合より要望があり、上水道区域に加えるための認定変更にかかる費用に330万円を計上。

委員から、今申し上げました黒土の今後のスケジュールについて問う声がありまして、当局から、令和5年度は認可に向けての作業、管工事はその後取りかかるが、大手の先まで既存管があるので、その接続だけで済むことになるかどうか、管の状況などの調査結果により工期は大幅に変わることが予想されると。

また、債権運用1億円に関して質疑があり、地域公共団体金融機構10年ものの債権を購入し、0.75という有利な利率で運用益を積んで、水道事業の安定した経営につ

なげたいという答弁がありました。

給水人口は減少、節水傾向、施設は老朽化しており、課題は非常に大きいですが、町のその事業者の意見として、この債権利用は、それらを視野に入れて少しでも有利な運用で進めていこうという表れであるという答弁がございました。

議案第24号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第25号、令和5年度五城目町下水道事業会計予算についてであります。

主なものとして、管渠建設改良費として汚水柵3件分、流域下水道建設費負担金、それから下水路点検業務、マンホールポンプ4か所修繕費などであり、議案第25号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて陳情に入ります。

当委員会に付託された陳情は2件であります。

陳情受理番号第3号、「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情であります。

陳情の趣旨は、コロナウイルス感染症、気候変動、円安、ウクライナ危機などの影響で地域経済は疲弊しています。特に非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻であり、国民の消費購買力を高めること、賃金の底上げを図ることが不可欠であります。最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことが、これまで以上に重要になっております。

2022年の秋田県の最低賃金は853円で、全国最低位となっており、最高の東京都とは219円もの格差があり、ここ15年でその差は2倍に広がっていて、人口の一極集中や若者の都市部流出を助長しております。

日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国では全国一律制をとっており、その諸国では政府として中小企業支援策を実施し、最低賃金の引き上げを支えているという状況です。日本でも中小企業への支援拡充強化を進めつつ、最低賃金の地域間格差をなくし、引き上げることが必要である。

よって、政府に意見書の提出をという内容であります。

地方の中小・零細企業は、コロナ禍、エネルギー高騰、物価高騰により余裕があるところは少なく、最低賃金を大幅引き上げできる体力はあまり残っていません。陳情の趣旨には企業に対する支援拡充も含まれており、願意を了承し、陳情受理番号第3号は、全会一致で採択すべきと決しております。

続いて、陳情受理番号第4号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情であります。

陳情の趣旨は、先ほど言ったとおり、最低賃金の引き上げには中小・零細企業の支援が欠かすことができないということで、最低賃金の引き上げと企業の経営が継続できるよう、中小企業・零細企業への支援策を最大限拡充するよう政府に意見書の提出を求めるといふものであります。

受理番号第3号の先ほどの陳情でもお話をしましたが、最低賃金の引き上げをし、都市部との格差をなくすため、企業への支援はセットで行われる必要があるとし、陳情受理番号第4号は、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第13号、議案第19号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第17号、議案第18号、議案第24号、議案第25号は原案可決、議案第12号は原案承認、陳情第3号、陳情第4号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第1号、委員会提出議案第2号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第1号、最低賃金の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 委員会提出議案第1号、最低賃金の改善を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

日本各地で働く全ての人が、健康で文化的な生活を享受できるよう中小企業支援策等を確実に実施し、OECD加盟国で最低水準の最低賃金を大幅に引き上げ、現状の地域格差を解消するよう求めるものであります。

意見書（案）と提出先は資料に添付してありますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第1号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第2号、最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 委員会提出議案第2号、最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

労働者の健康で文化的な生活を支える最低賃金の引き上げには、政府による助成や融資、大胆な財政出動、公正取引ルールの適切な運用などが必要となることから、こうした中小企業・零細企業支援策を最大限拡充するよう求めるものであります。

意見書（案）と提出先は資料に添付してありますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第2号は可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 令和5年3月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む13件であります。

これらの審査のため、3月8日午後3時15分より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は、3月8日7名、9日・10日は1名欠席の6名、13日は7名であります。参与には、畑澤教育長、齊藤学校教育課長、越高生涯学習課長、小玉住民生活課長、猿田健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員、書記には、村上学校教育課主事、松橋住民生活課係長、岩渕健康福祉課主事、消防本部今川消防司長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。

送迎用バスに園児が置き去りにされ亡くなる事案が起きたことを受け、園において幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む子どものバス送迎安全徹底プランが10月に取りまとめられたことから、バス送迎にあたっての安全管理の徹底にかかる規定を加える改正を行うものであります。

また、児童虐待の防止等を図る観点から、民法において親権者の懲戒権にかかる規定を削除し、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定めるなどの措置を講ずることとしたことと併せ、改正を行うものであります。

健康福祉課関係部分は、五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、五城目町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の関係部分を改正するものであります。

委員から、家庭的保育事業者とはどのような保育を行うものを指すのかとの質疑があり、当局から、保育士の資格を持つ方が自宅で少人数の子どもを預かることや、事業所内に設置した保育所などを指すが、当町においては当てはまる事業所はないとの答弁がございました。

学校教育課関係部分は、五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正を行うものであります。

委員から、当町ではどう進めていくのかとの質疑があり、当局から、学童保育すずむしクラブではバスの所有はないが、長期休みの時などバスを利用し出かけることがある。その際は児童の確認をマニュアル化し、行う。また、安全計画の策定や感染症発生時や

非常時などにも業務継続ができるよう計画を立てていきたいと答弁がございました。

議案第2号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第10号、五城目町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

出産育児一時金支給額が「42万円」から「50万円」に引き上げられたことで、条文中の「40万8,000円」を「48万8,000円」に改め、それに1万2,000円を上限として加算するものであります。また、条ずれを解消するための改正も併せて行うものであります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第13号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第7号）、当委員会関係部分についてであります。

歳入では、国の負担金の追加交付や額確定、精算による補正、各事業や施設の使用実績・実績見込みによる補正であり、歳出では、精算に伴う返還金、事業の実績見込みによる補正であります。

消防署関係、歳出の主なものとして、新規採用職員1名分の防火衣等被服一式、通信指令台の故障に備えた予備ハードディスクの購入費用などであります。

委員から、指令台の更新について質疑があり、当局から、この4月1日からメーカーの指令システムが新しいものに置き換わることになり、同じメーカーの指令システムを使用している県内各消防本部では、来年度更新する動きがある。当消防本部での更新を視野に昨年参考見積もりを取ったところ、5,500万円から6,000万円ほどかかるとのことであった。他の消防本部の動向を伺いながら、更新時期を判断するとの答弁がございました。

住民生活課関係では、マイナンバーカードの発行実績を問う質疑があり、当局から、2月末現在で交付件数5,094件で全体の59.1%、申請件数は6,308件で全体の73.2%であるとの答弁がございました。

また、改修が完了し、稼働している火葬場の弔問者の動線に対し、町民の意見を聞きながら今後より検討が必要との指摘がなされました。

学校教育課の校務支援システム導入見直しによるシステム使用料の減額補正に対し、委員から、詳細を問う質疑があり、当局より、当初予算で各小・中学校に町単独で校務支援システムを導入するための予算を措置していたが、9月に県のほうから統合型校務

支援システムの共同購入に向けたアンケートが市町村にあった。その後1月に共同購入に参加するか確認の通知が入り、当初より県へ参加の要望を続けてきたこともあり、統合型校務支援システムに参加することにし、今年度の予算を全額見送ることにした。早ければ令和6年度からシステムの導入が予定されており、県全体で教職員の働き方改革が進められるとの答弁がございました。

また、委員から、小学校の電気料金を問う質疑があり、当局から、1月の電気料金は校舎のみで226万5,046円であった。電気使用量は昨年1月で5万6,153kWh、今年1月は5万5,376kWhで、使用量は少なくなっているが、単価が上がっていると答弁がございました。

委員から、小学校、温水プールのある雀館エリアでエネルギーをどう賄っていくか、課を越え、庁議の場で話し合ってもらいたいとの質疑がなされ、当局より、職員を対象とした脱炭素化に向けた勉強会を重ねながらアイデアを出し合っているところであり、勉強会終了後には報告がなされるであろうとの答弁もございました。

生涯学習課関係では、委員から、館ノ下遺跡本発掘調査事業が今年度をもって終わられたということであったが、最後に発表の場などあるのかと質疑があり、当局から、報告書を作成し、関係各所に送付して終了ということになる。来年度、文化の館で出土したものを展示し、町民の皆さんに見ていただく機会とするとの答弁がございました。

委員より、縄文ブームでもあり、例えばみんなの学校の講座の一つとして町民が学ぶ機会としてほしいといったことや、小学生も身近に見たり触れたりする機会も設けてほしいといった指摘もなされました。

健康福祉課関係の主なものとして、在宅高齢者介護慰労金の該当者数を問う質疑があり、当局から、支払いは年2回であり、令和4年4月から9月まで28人であると答弁がございました。

また、町子育て世代包括支援センター「すぎのこてらす」の利用実績を問う質疑には、令和4年度これまで産後サポートが19件、母子手帳交付時のプラン作成が15件、その他相談が5件の合わせて39件であった。初年度より件数は増えてはいないが、一つの相談が複雑化してきているので、深く関わりがもてていると感じていると当局より答弁がございました。

議案第13号関係部分について、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第14号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

についてであります。

前年度の繰越金の精算及び実績見込みによる補正であります。

委員から、人間ドック・脳ドックの利用者数を問う質疑があり、当局より、人間ドックは2分の1補助で上限2万5,000円が21人、脳ドックは2分の1補助で上限1万5,000円が5人であった。また、厄年の受診として、男性42歳、女性33歳に限り、1日コース分の費用が全額補助対象となると答弁がございました。

委員から、より周知に努め、病気の早期発見につなげてほしいとの指摘がなされました。

また、今後ますます高齢化が進むことや、パートタイマーの社会保険加入、定年延長などにより被保険者が減少することを考えると、加入者1人当たりの税負担が増えていく一方であるとの指摘もなされました。

議案第14号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第15号、令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

前年度繰越金の精算及び実績見込みによる補正であります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第16号、令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

前年度繰越金の精算及び実績見込みによる補正であります。

委員から、保険料の減額補正に対し不適切ではないかと指摘があり、一時審議を中断し、その他の議案について審査を行ったところでありました。その後、昨日、当局より訂正案が出され、委員会を開き、審議を行いました。

はじめに、当局より訂正内容について、介護保険会計保険事業勘定において、歳入歳出の収支調整を安易に保険料で調整してしまい、保険料が4,100万円減収したのではないかと町民の方々に不安を与えてしまい、大変申し訳なかった。調定に基づいた収入見込みによる補正額に訂正をお願いすると説明がございました。

委員から、財政担当と協議しているのかと質疑があり、当局より、主幹は健康福祉課であるが、財政的な面は総務課と健康福祉課とで協議しながら進めたとのことであったため、総務課長に委員会への出席を求めたところでありました。

委員から、訂正案において繰越金で調整が行われたことについて質疑があり、当局か

ら、返還金を見込み、その財源に充てるため令和5年度にある程度の繰越金を確保しておかなければならず、基金に積むとすぐに出し入れができないため、繰越金に入れたと答弁がございました。

委員から、地方財政法第7条で、余剰金が生じた場合には、2分の1をくだらない金額を翌々年度まで積み立てなければならない規定となっている。それを行っていないとすれば、その慣例を改め、法律に沿って行うべきと指摘がなされ、当局から、繰り入れするものは繰り入れ、積み立てるものは積み立てる。また、差し引きを積み立てるやり方はうまくない。今後改めていくと答弁がございました。

委員から、基金として積み立てることが適切であると思われるが、当局から、今後、特別会計だけでなく一般会計においても改善していくとの発言もあり、訂正案の繰越金として調整することを認めるべきではないかといった意見や、町民が納めている保険料であり得ない調整をしたことは実に安易で、町民に不安を与えたことでもあるが、議会軽視でもあるとの意見や、町民から特別徴収は強制徴収であると受け取られてもいる。保険料で調整したことは許されることではない。この補正がなされなくても町民生活に影響が出ないよう当局は対応できると思われるとの厳しい意見も出されました。

採決の結果、議案第16号は、賛成少数で否決すべきものと決しております。

次に、議案第19号、令和5年度五城目町一般会計予算、当委員会関係部分についてであります。

各課経常的な予算計上のほかに、新たな事業など主なものとして、消防署関係では、メーカーのサポート期限終了による自動心臓マッサージ器購入費用、年次計画に従い消防団に配備する小型ポンプ積載車4台分の更新、老朽化著しい帝釈寺消防消舎の解体撤去費用などがあります。

小型ポンプ積載車について、当局から、今年度4台を更新することで、13分団全てのポンプ車が更新されることになる。今年入れ替えした旧車両4台のうち2台が日本消防協会を通じパラグアイへ寄贈されたとの説明がございました。

また、昨年のポンプ車4台分の購入費より予算額が大きく増額しているとの質疑に、当局から、仕様は同じだが、1台につき車両で50万円、ポンプで25万円見積もり価格が上がっているとの答弁がございました。

また、水防用材料費、災害救助用備品購入費の詳細を問う質疑に、当局から、豪雨による床上・床下浸水といった被害の低減を図るため、災害に対応できる工業用排水ポン

ブを購入する。また、各消防消舎に土のう合わせて1,000個、消防署に500個保管しておき、水害にすぐさま対応できるよう備えておく」と答弁がございました。

住民生活課関係の主なものは、備蓄倉庫建設にかかる費用、また、危険な空き家に加え、今年から新たに昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の1戸建て住宅の空き家に対しても補助を行う空き家解体撤去費補助金、一般廃棄物埋立処分場の工事請負費などです。

委員から、備蓄倉庫の建設に対し、町内の空き建築物などを利活用できないかといった質疑や、やはり木造で建築することは無理なのかといった質疑があり、当局から、備蓄品を速やかに搬入・搬出できる間口の広い建物でなければならないことと、交通の便がいい場所でなければならない、町中では条件にそぐわない。また、五城目町産木材の利用促進に関する基本方針の中で、災害応急活動に必要な施設など機能の観点から木造化になじまない。木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化推進の対象としないという規定がある。備蓄倉庫とは、災害時に必要な備蓄品の保管が目的であり、耐震性を有し、耐火建築物であるとなると、鉄骨造りがふさわしいと考えた。財源となる国庫補助金として消防防災施設設備費補助金を活用するが、補助要件として耐震性を有し、耐火建築物であることが定められていることから、鉄骨造りで進める考えであるとの答弁がございました。

また、一般廃棄物埋立処分場の工事について、12月議会で工事請負費の入札の不調で事業を取りやめた経緯の説明があったが、今回は応札業者の見込みはあるのかといったことや、12月の予算要求、4月以降の工事発注となると工事費に誤差が見込まれるため、来年度6月補正に工事費を計上するとの説明が12月定例会でなされていたが、当初での予算計上に至った経緯はといった質疑があり、当局から、工事内容を精査し、電気工事と機械設備工事を分けて設計を進めているところであり、入札に手を挙げる業者が望めると考えている。また、できるだけ工事入札に近い段階での単価が示されることで予算内でできると判断していたが、起債申請の関係があり、総務課と協議し、概算で余裕をもった予算額を示してもらい、さらに資材の高騰など考慮し、5%上乗せで当初予算に計上したとの答弁がございました。

学校教育課関係の主なものとして、来年度より新たに始まる学校教育活動推進事業で、学校ICT支援をはじめ学校教育活動を推進するための会計年度任用職員の報酬、また、新年度から始まる学校給食費無償化に要する補助金などです。

委員から、新たに始まる学校教育活動推進事業に携わる会計年度任用職員の業務がICT支援はじめコミュニティ・スクール、教育留学など過重ではないかと質疑があり、当局から、教員の資格を有する推進員の配置であり、学校教育課職員も一緒に携わることになる。教育委員会と学校、地域との連絡調整を行い、学校運営をスムーズにしたいとの考えで行う事業である。また、教育留学など对学校とのやりとりが生じるので、学校教育の中身を知っているものが携わるにふさわしいと考える。できるだけ負担を考えながら、学校と教育委員会がうまく連携できるように行っていくと答弁がございました。

生涯学習課の主なものとして、昨年度に引き続き樹木の伐採などを行う雀館運動公園の整備費、ふるさと愛郷基金の繰入金を活用してのみんなの学校の運営委託料などあります。

委員から、年次計画で行われている雀館運動公園整備の1年目の進捗と2年目の整備内容を問う質疑があり、令和4年度は町民センター、プール周辺の樹木約120本の伐採・剪定を行った。来年度は雀館公園を全体的に手をかけることにしている。令和6年度は引き続き雀館公園の整備を行いながら、グラウンド西側にあたる馬場目川沿いの樹木に手を入れ、終了としたいと答弁がございました。

また、みんなの学校の振り返りはどうか。新年度はどう展開していくのか。講座の内容に町民の意向は取り入れられるのかとの質疑に、当局から、講座の見直しを図っており、令和5年度は継続してできる講座を行うなど、内容を濃くしていきたいと考えている。パンフレットを増刷して配布箇所を拡大し、参加者増につなげたい。内容はアンケートの回答を参考に検討すると答弁がございました。

健康福祉課関係の主なものは、第7期障害福祉計画、第3期障害児計画、第3期子ども・子育て支援事業計画、健康21計画の策定やアンケート調査にかかる費用、もりやまこども園の大規模改修町負担分、来年度新たに始まる9価HPVワクチンの定期接種にかかる費用、介護資格取得支援事業にかかる経費などあります。

来年度のコロナワクチン接種について、当局から、コロナワクチンの特例臨時接種は令和6年3月まで延長され、来年度もこれまでどおり自己負担なく受けられる。対象者は2回目接種を完了した5歳以上で、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方、医療従事者、高齢者施設等の従事者を5月から8月の時期に1回、9月から12月に2回目を接種を行うこととしている。基礎疾患のない64歳以下の方は、9月から12月に1回接種ということになる。集団接種の時期について、町としては1回

目の接種を7月頃にできるよう、医師会や近隣町村と協議中であると示されました。

委員から、新たに始まる介護資格取得支援事業の詳細を問う質疑があり、当局から、町外居住者を含む町の介護サービス事業所に就労している介護職員や、町内在住の高校生・大学生等の学生、一般の就労希望者を対象に就労期間の要件を定め、介護職員初任者研修は受講料の2分の1補助で上限6万円分を8名分、介護福祉士実務者研修は受講料の2分の1補助で上限10万円を5名分の予算措置としている。学生については、保護者が町内に在住している方も対象とする考えであるとの答弁がございました。

議案第19号関係部分について、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第20号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計予算についてであります。

前年比4,292万9,000円の増で、被保険者は1,826人であります。新規として、第3次データヘルス計画及び第4次特定健診実施計画策定のための委託料が計上されております。

委員から、今年度の新規事業として、特定健診の未受診者に対し再度勧奨通知を発送し、受診率の向上に努めるという取り組みがあったが、そのことで受診率は向上したかとの質疑に、当局から、昨年度より特定健診の受診者は増えている。未受診者のうち勧奨通知により受診された方は全体の1割おり、病院での健診につながったと思われるとの答弁がございました。

また、委員から、昨年度から3密を回避する目的で始まった時間帯別の受診申し込みが、待ち時間が少ないなど町民には好評である。コロナ後もこの方式を続けてほしいとの指摘もなされました。

来年度の税率の見通しについて問う質疑があり、当局から、具体的な金額が示され、来年度は県の激減緩和措置もなくなり、被保険者数が毎年減少傾向にある中で1人当たりの医療費があまり変わっていない分、厳しい状況にある。数字的に見ると税率を上げること考えなければならないと答弁がございました。

委員から、厳しい状況にあるのは町の財政だけでなく、この物価高で町民生活も厳しい。今は上げるべきではないのではないかとといった意見や、町として医療費をいかに抑えるかといった考え得る取り組みをし尽くしたのかとの指摘もなされ、国民健康保険がいかに過酷な負担であり、制度の限界との認識を委員会として深めたところでもありました。

議案第20号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第21号、令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

前年比215万3,000円の増、被保険者数2,407人であります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第22号、令和5年度五城目町介護保険特別会計予算についてであります。

被保険者数は4,138人であります。

保険事業勘定は、前年度比254万4,000円の減であります。

サービス事業勘定は、前年比72万5,000円の増であります。

主なものとして、保険事業勘定歳出に第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定業務のための委託料が計上されております。

委員から、介護予防事業の参加率はどうであるかと質疑があり、当局から、7つの健康教室を開催しており、例年どおりの参加者数で推移している。はつらつポイントが励みとなっているようだ。各地区を回り、いろんな地区でいろんな方々が参加できるよう、場所を変えながら実施していきたいと答弁がございました。

また、委員から、ショートステイの長期利用は改善されているのかとの質疑に、当局から、減ってはいない、増えていると答弁があり、引き続きデイサービスの利用やサロンへの参加など、重度化しない取り組みへの呼びかけをお願いするとの指摘が委員からなされました。

議案第22号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第23号、令和5年度五城目町障害認定事業特別会計予算についてであります。

特に質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、陳情第1号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情についてであります。

学校の上空、普天間小学校、普天間第二小学校、緑ヶ丘保育園の飛行を禁止、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFA汚染特定箇所の土壌の入れ替えを行うこと。普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障することの内容となっております。

願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情第2号、消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書についてであります。

昨今多発している消費者トラブルに対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために特定商取引法の抜本的改正を求める内容であります。

委員から、コロナになって定職に就けない若者がSNSなどで被害に遭ったり、事件に巻き込まれたりもしている。成人年齢の引き下げにより、その年代が狙われている事実もある。子どもたちが被害に遭わない取り組みも必要ではないかといった意見が出されました。

陳情第2号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上で、令和5年3月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。14番

○14番（館岡隆君） 二、三点伺います。

大変丁寧な審査したようでございます。議案第16号、補正の介護保険でございますが、これ賛成少数で否決になってたようですけれども、昨日も議運の委員長に対しても若干質問したんですけれども、これは教育民生委員会に付託になってからそこで発見されて、まず当局に返して、当局から昨日また新たに訂正して再上程したのかということをお私思っておったんですけれども、いや昨日の段階ではそうじゃないと、当局からという話でございましたが、今、委員長の話を伺いますと、委員会では減額修正、減額補正についての適正でないことがあったために昨日戻したという話されておりましたので、じゃあやっぱり私が思うとおり、1回はやっぱり審査委員会、教育民生委員会にかかったんだなというような思いであります。それでもなおかつ賛成少数であったっていうのは、あれちょっとおかしいんじゃないかなと、こういうように思ったわけなんですけれども、その賛成少数だったと思われる原因は何だったのかどうか、委員長として。

それからもう一つ、議案の中で備蓄倉庫について、今いわゆる質疑があったような様子がうかがわれましたが、耐火・耐震のために鉄筋コンクリートにするという話でございました。ある意味思われるのは、規模が何平米なるかちょっとあれですけれども、何立方なるか分からない、空間が何立方になるか分かりませんが、この際、日頃から地元産材、地元産材って常に当局も議会も申し上げてるところでございますので、今、ましてゼネコンでは木材で大変な耐火・耐震に強い、耐震力のあるいろんな木造の建物

を建てておいてるわけでございますから、どんな方法も考えられると、こういうように思うんですけども、なぜあえてこの木材の町で、ましていろいろこの木材を大事にしなきゃならないと時代に、使わなきゃいけない時代にそういうふうな結果なったのか。結果的にその辺のことを委員長からお願いをしたいと思います。

○議長（石川交三君） 5 番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 議案第 16 号の介護保険特別会計の補正であります。一番最初に議案は皆様のタブレットの中に出ますので、それを確認して委員会審査に臨んだということでありまして。その後、訂正案が昨日当局のほうから出され、それについて審査をしたということでありまして、そもそも保険料を皆様からいただいた保険料で調整をするというのは言語道断であり、許されるべきではないということ、賛成少数ということに至りました。

それからもう一つ、備蓄倉庫の木材で建築することはできないかということでしたが、再三、以前 11 月でしたか、全協で説明があった時のやりとりもあり、さらに何としても木造でできないかということをお局に申し入れましたが、五城目産木材の利用促進に関する基本方針の中で、緊急応急活動に必要な施設など機能の観点から木材になじまない、木造化を図ることが困難と判断されるものは木造化推進の対象としないという規定があるということと、備蓄倉庫とは災害時に必要な備蓄品の保管が目的であり、耐震性を有し、耐火建築物であるとなると鉄骨造りがふさわしいということ、また、財源となる国庫補助金として消防防災施設設備費補助金を活用するが、その補助要件として耐震性を有し、耐火建築物であることが定められていることから、どうしても鉄骨造りで進める考えであるということが当局から示されたことによるものであります。

○議長（石川交三君） 14 番館岡議員

○14 番（館岡隆君） 今、委員長からは詳しく答弁いただきましたけれども、委員長、今、介護保険料について、保険料に手をつけることは保険料を変えることはっていう言い方しかしてなかったんですけども、先ほど地方財政法第 7 条についての話をされておりました。これについては、繰り入れ、積み立て分についての何分の 1 というふうな数字まで出してましたけれども、それらについてが問題であったようでしたので、保険料云々はあまり関係なかったんじゃないでしょうか。どうでしたか。

○議長（石川交三君） 5 番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 当初出されてきたものが保険料を調整したもので

あり、昨日の訂正案は繰入金を調整するというものでありましたが、その繰入金は本来基金として積み立てるべきではなかったのかという意見も強く出されておりました。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第13号、議案第16号、議案第19号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第2号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号は原案可決と決します。陳情第1号、陳情第2号は採択と決します。

次に、議案第16号、令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。戸惑わないように説明させていただきますが、議案第16号に対する委員長の報告は否決です。ですから、否決の方は座ったままでいてください。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川交三君） 起立少数です。したがって、議案第16号は否決と決しました。

次に、委員会提出議案第3号、委員会提出議案第4号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第3号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第3号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

普天間の子どもたちが落下物事故や土壌汚染等の不安を取り除かれた環境で保育を受け学習ができるよう空・水・土に関わる調査や整備を行い、普天間に住む誰もが安全・安心に暮らせるよう求めるものであります。

意見書（案）、提出先は添付してありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第3号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

全国の消費生活センターに寄せられる相談のうち、特定商取引法に関するものがその半分以上を占める。また、近年取引分野においては高齢者や若者をターゲットとしている傾向が顕著となっていることから、このたびの5年後見直しにおいて幅広い世代を対象とした抜本的な法改正を求めるものであります。

意見書（案）、提出先は添付してあります。よろしく願いをいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第4号は可決

と決めます。

次に、議案第13号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第13号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案可決と決めます。

次に、議案第19号、令和5年度五城目町一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第19号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案可決と決めます。

次に、委員会提出議案第5号、五城目町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番佐々木議会運営委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 委員会提出議案第5号、五城目町議会の個人情報の保護に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年5月「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、個人情報保護法が改正され、個人情報の取り扱い等に関する共通ルールが設定された。その結果、地方公共団体は令和5年4月1日より新保護法の適用を受けることになるが、議会は国会、裁判所と同様に同法の適用外とされたことから、自律的な対応を図るため当該条例を制定するものであります。

条例（案）については、タブレットでご確認ください。

よろしく願いをいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討

論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第5号は可決と決します。

次に、議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

.....  
午前11時27分 再開

○議長(石川交三君) 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長(渡邊彦兵衛君) 議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の人権擁護委員5名のうち佐々木聖子氏が令和5年6月30日をもって退任することに伴い、新たに伊藤春美氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

伊藤氏のこれまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われまますので、よろしく願いいたします。

経歴につきましては、お手元の議案に添付してありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第26号については同意することに決定いたします。

資料は後ほど回収いたしますので、机上に置いておいてください。

次に、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合は、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査並びに新型コロナウイルス対策等のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回五城目町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

---

午後11時30分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員